



長野県報

5月1日(火)
平成30年
(2018年)
第2970号

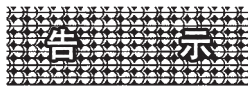
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	1

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(11件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	7
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出(2件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	8
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(水道事業課).....	9



森林づくり推進課

長野県告示第352号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草6682の51から6682の54まで、6682の78、6682の80、6682の83から6682の85まで、6875、6876、6884の73
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

選告示第10号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成30年5月1日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕
別表第1の不在者投票のできる病院中「松本市芳川村井町18」を「松本市村井町西2-15-1」に改める。

選挙管理委員会